

LINE アカウント登録促進用チラシ印刷業務企画提案コンペ参加仕様書 及び業務仕様書

1 委託業務名

LINE アカウント登録促進用チラシ印刷業務

2 業務の目的

三重県へのU・Iターン促進を図るLINEアカウントへの登録促進のため、メインターゲットとなる学生等が手に取りたくなるような魅力的なデザインで、かつ、保護者や移住希望者等、幅広い世代の人にとってもわかりやすいチラシを作成する。

3 業務の内容

(1) 業務内容

① 登録促進用チラシの作成

部数：22,820部

企画：出来上がりA4サイズ

(紙質) 再生コート紙またはコート紙70kg (13(3)特記事項)

(印刷) フルカラー、色数指定なし

内容：別紙「LINEアカウント登録促進用チラシの作成について」のとおり

② チラシの電子データ化

成果物として印刷物の他に、チラシのillustrator形式(Windows対応)及びPDFファイルを作成し、保存したCDを1枚納品すること。なお、電子データの所有権は、発注者への成果物の引渡し完了と同時に発注者に移転するものとし、成果物(印刷物及び版下や各種電子データ)の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡し完了と同時に発注者に譲渡するものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

③ チラシの発送

政策企画部人口減少対策課に納品する他、発送分について、別紙「配布計画」のとおり発送する。

(2) 委託期間 契約日から令和6年2月20日まで

(3) 契約上限額 413,600円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(4) 納入期限 令和6年2月20日

(5) 納入場所 政策企画部人口減少対策課及び「配布計画」に示す発送先

4 企画提案コンペの参加申込

コンペへの参加を希望する場合は、別添「参加申込書」(様式1)を提出してください。

(1) 提出期限 令和5年11月22日(水)17時まで(必着)

(2) 提出場所 三重県津市広明町13番地

三重県政策企画部人口減少対策課

(3) 提出方法 上記提出場所に持参または郵便、民間事業者による信書便による送付

5 参加資格について

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）」等及び5（1）、（2）により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して令和5年12月5日（火）までに通知します。

7 企画提案コンペの実施方法

(1) 企画提案資料の提出

(ア) 提出期限 令和5年12月6日（水）8時30分から12月8日（金）17時15分まで（必着）

(イ) 提出場所 三重県津市広明町13番地

三重県政策企画部人口減少対策課

(ウ) 提出方法 上記提出場所に持参または郵便、民間事業者による信書便による送付。郵便、民間事業者による信書便による提出の場合は、電話にて事務局に受理の確認をしてください。

(エ) 提出資料 ①企画提案資料提出書（様式4）

②チラシ企画・デザイン案 8部

企画案は1案のみとします。（複数案の提出は不可）

成果品を具体的にイメージできるように、チラシ見本の形（規格を満たすこと）で提出してください。

③見積書 8部

様式は特に定めません。

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税事業者にあつては、契約希望額に110分の100をかけた額）としてください。

(2) 選定委員会の実施

上記(1)(エ)に記載する提出資料に対し、選定委員会を開催し、書面審査を行います。

※プレゼンテーションは実施しません。

(3) 最優秀提案の決定基準

(ア) 評価項目

- ①制作意図に合致し、事業効果が期待できるか。
- ②キャッチコピー等、作成の趣旨は的確か。
- ③興味を引くインパクトはあるか、印象はどうか。
- ④見やすく、読みやすいものとなっているか。
- ⑤積算内容が妥当であり、適切に積算されているか。

※ 上記③及び④については、配点を2倍とする。

(イ) 決定方法

企画・デザイン性の評価において高得点の提案者を選定し、それに見積額を点数化したものを加えた上で、最優秀提案者を選定します。

(4) 選定結果の通知

令和5年12月19日（火）までに、コンペ参加者に対し、結果通知をします。

8 委託契約締結

(1) 最優秀提案者と判断された者と契約条件を協議のうえ、業務委託契約を締結します。

なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要となります。

(ア) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

(イ) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

(2) 本業務において契約書は作成しませんが、三重県会計規則（以下、「規則」という）に基づき以下のとおり取り扱います。

(ア) 契約締結権者は、規則第80条第1項各号及び第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(イ) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。

(ウ) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収します。

(エ) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによります。

9 著作権等の帰属

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、発注者へ成果物の引渡し完了したときに移転するものとします。
- (2) 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとします。
また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとします。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注者に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

企画提案に関する質問がある場合は、「質問書」(様式3)を提出してください。

- (1) 質問の受付期間 令和5年11月20日(月)17時まで
- (2) 質問方法 ファクシミリ(059-224-2069)又はEメール(jinkou@pref.mie.lg.jp)により受付します。
質問書の送付後、必ず電話で到達の有無を確認してください。
- (3) 質問への回答 令和5年11月21日(火)17時までに三重県ホームページにて回答します。

13 その他

(1) 企画提案に要する費用

企画提案者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(2) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

(3) 特記事項

本案件に係る印刷は、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和5年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たしてください。なお、同調達方針では、印刷に係る「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすよう努めてください。

ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認めます。

参考：「みえ・グリーン購入基本方針」・「環境物品等の調達方針」(三重県)、
「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(国)
三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

14 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県政策企画部人口減少対策課 海津

電話 059-224-3415

FAX 059-226-2069

Email jinkou@pref.mie.lg.jp